

登録型派遣と常用型派遣の違いとは？

「人材派遣」という仕組みが、大きく「登録型派遣」と「常用型派遣」という大きく2つの種類に分かれているのをご存知でしょうか。今回は、仕組みの違いがわかりにくいと言われるこれら「登録型派遣」と「常用型派遣」について見ていきましょう。

1. 【派遣先での就業期間中のみ雇用関係が発生する「登録型派遣」】

みなさんは「人材派遣」という言葉を耳にした時、どのような就業形態をイメージされるでしょうか。

おそらく多くの方がイメージされているのは「登録型派遣」の形態かと思われます。

登録型派遣の多くは、働こうとする方が、派遣会社にエントリーするところから始まります。派遣会社からお仕事を案内されて就業決定し、派遣先企業と派遣会社間で結ばれる派遣契約と等しい期間だけ派遣会社と雇用契約を結ぶ形態です。派遣期間が終了したら、雇用契約は終了となります。

その後、同じ派遣会社から派遣される場合も、あらためて雇用契約を結ぶことになります。**自分のライ**

フスタイルにあわせて希望の時間や期間のお仕事を選べるのが、登録型派遣のメリットのひとつです。

いわゆる大手派遣会社の「派遣」というのは、この登録型派遣を指すことが多いようです。

2. 【派遣会社の社員として派遣先に常駐する「常用型派遣」】

一方、常用型派遣という制度は、派遣会社の社員として常時雇用している社員を企業に派遣する仕組み

です。これは**登録型派遣と違い、派遣先企業での就業期間が終了しても、派遣会社と雇用関係は継続して**

おり、雇用関係は終了することなく新たな企業に派遣されます。もし、新たな派遣先がすぐに見つからない場合でも次の派遣先が見つかるまで給与が支払われます。

常用型派遣は専門性を有していて、なおかつ優秀な人材を柔軟に活用したいという企業のニーズと、専門性の高い看護師や介護など福祉系の専門知識と経験を有する人々のニーズにより、常用型派遣を行う会社も見られるようになりました。

その他の業界では、長期のプロジェクトを抱える研究機関や、情報技術、メーカーの開発部門、設備の工事管理、生産管理など技術系を中心に広く利用されています。

3. 【常用型派遣のメリットは「安定した雇用」と「活かせる専門技能」】

常用型派遣で働く最大のメリットは、雇用が安定していることです。常用型派遣は、高い専門技能を持っている人に特にお勧めの働き方です。常用型派遣では特定分野での豊かなスキルアップが期待できます。常用型派遣は、正社員と派遣社員、それぞれのメリットを備えた働き方であるといえるでしょう。

4. 【派遣会社と雇用契約を結ぶ】

正社員の看護師もしくはパートやアルバイトの場合は、勤務先の病院や施設と雇用契約を結び、その勤務先の職員として働きます。給与は勤務先から支給され、社会保険や休暇の管理などに関する手続きも、すべて勤務先の病院や施設がおこないます。

一方、派遣で働く看護師の場合は、勤務先ではなく、派遣会社と雇用契約を結びます。給与の支給、社会保険や休暇の管理などの手続きも、すべて派遣会社がおこないます。